

平成30年度 集団指導資料 (障害児編)



平成31年2月22日(金)
岡山市保健福祉局
高齢福祉部事業者指導課



平成30年度集団指導資料(障害児編)・目次

日時:平成31年2月22日

場所:岡山ふれあいセンター

| | |
|-------------------------|----|
| 1 人員配置に関する取扱い等について | 1 |
| 2 報酬算定に関する取扱いについて | 3 |
| 3 新サービスについて(障害児通所支援関係分) | 10 |
| 4 総量規制について | 11 |
| 5 その他連絡事項 | 11 |
| 6 実地指導での主な指摘事項 | 12 |
| (別添資料) | 17 |

※ 参 考 (放課後等デイサービスガイドライン関係)
(児童発達支援ガイドライン関係)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課ホームページ(運営:岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

1 人員配置に関する取扱い等について

1-1 児童指導員任用資格の取扱いについて

○児童指導員資格要件の変更（平成31年4月1日以降（予定））

- 幼稚園教諭（免状取得者）⇒児童指導員として認定
- 短期大学卒業者の取扱い⇒児童指導員の資格要件には非該当

※国の基準及び市条例が改正され次第、取扱いを変更（予定）

1-2 児童発達支援管理責任者の任用資格の取扱いについて

○研修未修了者は、原則児童発達支援管理責任者への就任不可

⇒新規指定申請時には要注意

○研修内容の見直し

○5年ごとに更新研修が必要

1-3 人員配置基準に関する経過措置終了【児童発達支援】

○指導員の取扱い

⇒基準配置の職員として位置づけられない

保育士・児童指導員・障害福祉サービス経験者を配置すること

※加配対象の職員としての配置は可能（＝その他従業者）

○基準を満たしていない事業所

⇒平成31年4月以降減算（変更届提出要）



事業者指導課からの連絡手段として、電子メールを使うことがあります。

※運営法人ごとに1アドレスの登録です。

WAM NET（ワムネット）からの連絡にも使うから、アドレスが変わったときには、忘れずに事業者指導課まで教えてください。

また、電子メールでお知らせしたことは、事業所間で共有しておいてください。

障害事業者係メールアドレス：syou-jigyoushou@city.okayama.lg.jp

2 報酬算定に関する取扱いについて

2-1 報酬区分の判定について

【放課後等デイサービス】

障害児の数＝当該年度の前年度（4月1日～3月31日）の延べ利用人数

《授業の終了後》

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1の1（サービス提供時間3時間以上）
区分1の2（サービス提供時間3時間未満）
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2の1（サービス提供時間3時間以上）
区分2の2（サービス提供時間3時間未満）

《休業日》

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2

※平成30年4月以前に指定を受けた事業所の取扱いについて

平成30年10月～平成31年3月の延べ利用人数を基に判定

⇒報酬区分に変更ある場合は、

平成31年4月10日（水）までに変更届を提出

（変更日：平成31年4月1日付）

※平成30年5月以降に新規指定を受けた事業所の取扱いについて

- ①新規指定時 利用予定児を基に見込み数を立てて判定
- ②指定後4か月目 指定後3か月の延べ利用人数をもとに判定
⇒ 区分変更する場合は、10日以内に変更届を提出
- ③指定後1年経過 直近1年間の延べ利用人数により判定
⇒ 区分変更する場合は、10日以内に変更届を提出
- ④年度ごとに見直し

【児童発達支援】

障害児における未就学児の割合により判定

未就学児の割合が70%以上：区分1

未就学児の割合が70%未満：区分2

※岡山市では、就学中で児童発達支援の支給決定受けている児童はゼロ

2-2 児童指導員等加配加算

○支援強化を図るために設定された加算

- ・ 常時見守りが必要な障害児の支援
- ・ 障害児の保護者に支援方法の指導を行う 等



《要件》

基準配置の職員に加え、1人以上の従業者を配置すること（常勤換算）

※児童指導員等加配加算（Ⅱ）は、同加算（Ⅰ）を算定している事業所において、さらに1人以上の従業者を配置している（常勤換算）場合に限り算定可。ただし、報酬区分2の1、2の2、区分2の事業所は同加算（Ⅱ）を算定できない

《区分》

理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、
心理指導担当職員、機能訓練担当職員

児童指導員等：児童指導員、強度行動訓練支援者養成研修（基礎研修）修了者

その他従業者：理学療法士等、児童指導員等以外の従業者

2-3 自己評価等未公表減算【児童発達支援・放課後等デイサービス】

新規指定後、1年以内に①～⑤の作業を実施すること。

- ①事業所が自ら評価を行う
- ②障害児及び保護者から評価を受ける
- ③自己評価結果等を事業運営に反映
- ④自己評価結果等をインターネット等で公表
- ⑤岡山市へ公表方法及び公表内容を報告

《減算適用開始日》

平成31年4月1日

(平成30年4月以前に当該サービスの指定を受けた事業所の場合)

《算定される単位数》

所定単位数の100分の85

※(基本報酬+児童指導員等配置加算)を基に計算すること

《減算適用期間》

届出がされていない月から当該状態が解消された月まで

※平成31年4月以降、減算に係る変更届、体制届、体制状況一覧表を提出すること

《公表内容等報告期限》

○平成30年4月以前に指定を受けた事業所

平成31年3月11日（月）までに報告

※平成31年3月中に岡山市に公表方法及び公表内容を報告済の場合は、減算対象から除外

○平成30年5月以降に新規指定を受けた事業所

新規指定後1年以内に報告



2-4 看護職員加配加算

看護職員：看護師、准看護師、保健師、助産師

○医療的ケアが必要な児童の人数の数え方に注意

⇒前年度の延べ利用人数を当該前年度の開所日数で除した数が1以上

※多機能型事業所の場合は、対象者を合算可能

○看護職員の配置については、常勤換算で1人以上

○医療的ケアが必要である障害児に対して支援を提供できる旨を公表すること

2-5 強度行動障害児支援加算

○算定対象となる児童は、受給者証に記載される

※岡山市では、現段階で支給決定ゼロ

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者＝児童指導員ではないことに注意

2-6 関係機関連携加算

○算定要件に注意が必要

関係機関連携加算（Ⅰ）

- 保護者の同意を得ること
- 関係機関と障害児、家族等を交えた会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談支援を実施
- 会議結果や日々の連絡調整の結果を踏まえ、個別支援計画に反映させること

※ケース会議に参加するだけでは、算定不可

関係機関連携加算（Ⅱ）

- 就学又は就職の機会をとらえて連絡調整を実施したときに算定できる

就学時＝小学校又は特別支援学校の小学部への進学時

就職時＝企業または官公庁等への就職時

※就職先が就労継続支援、就労移行支援の場合は算定不可

3 新サービスについて（障害児通所支援関係分）

3-1 居宅訪問型児童発達支援

対象児：重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、
児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために
外出することが困難であると認められた障害児

3-2 共生型サービス

○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が運営可能な介護サービス

▼共生型通所介護（地域密着型を含む）

▼共生型療養通所介護

○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が運営可能な障害福祉サービス

▼共生型生活介護

※既存の人員・設備で提供可能

※定員の余剰部分を使ってサービス提供

4 総量規制について

対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

対象となる申請：新規指定及び定員増の申請

○岡山市では、（今のところ）意見書等は添付不要

※平成31年2月時点では、岡山市では総量規制未実施

※新規指定及び定員増を検討している場合は、事業者指導課障害事業者係に
事前相談することが望ましい

5 その他連絡事項



6 実地指導での主な指摘事項

| No. | 対象サービス | 指導項目 (標題) | 改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等) | 事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等) | 根拠条文等 |
|-----|--------------------------|---------------|---|--|--|
| 1 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 基本方針 | 日中一時支援等の他のサービスと、利用者を混同してサービス提供していた。 | 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業は、日中一時支援等他のサービスと混同せず、障害児の身体及び精神の状況並びに環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこと。 | 通所基準条例第4条、第71条 通所基準省令第4条、第65条 |
| 2 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 従業者の員数 | 従業者が休暇を取っていたり、送迎等に外出しているために、事業所内の人員が不足していた。 | (障害児の数が10人までの場合) サービス提供を行う時間帯を通じて、専ら当該サービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を2人以上配置すること。 日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。 | 通所基準条例第5条、第72条 通所基準省令第5条、第66条 |
| 3 | 全サービス | 従業者の資格 | 児童指導員の資格要件を十分に確認していなかった。 | 資格を必要とする従業者を採用する際には、資格証や実務経験証明書等の挙証資料により、あらかじめ資格要件を確認すること。 | 入所基準条例第4条、第52条 入所基準省令第4条、第52条 最低基準条例第61条 最低基準省令第43条 |
| 4 | 全サービス | 内容及び手続の説明及び同意 | 契約に当たって交付する文書(契約書等)に、事業所名しか記載されていなかったり、利用者が支払うべき額に関する事項が記載されていなかった。 | 契約にあたって交付する文書(契約書等)には、 ・経営者の名称(法人名) ・主たる事務所の所在地(法人所在地) ・利用者が支払うべき額に関する事項等も記載すること。 | 通所基準条例第12条 通所基準省令第12条 入所基準条例第6条 入所基準省令第6条 |
| 5 | 全サービス | 契約支給量の報告等 | 契約したサービスの内容や量を市町村に報告していなかった。 | 障害児通所支援に係る利用契約の締結、変更、終了の際には受給者証に記載すること。 また、契約を締結した際には、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく市町村に報告すること。変更及び終了の際も、同様に報告すること。 | 通所基準条例第13条 通所基準省令第13条 入所基準条例第14条 入所基準省令第14条 |
| 6 | 全サービス | 心身の状況等の把握 | 利用者の心身の状況について、事業所として把握していなかった。(家族が記入した情報や、相談支援事業所等から得た情報しかなく、事業所として聞き取り等を行っていなかった。) | 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。 | 通所基準条例第19条 通所基準省令第19条 入所基準条例第12条 入所基準省令第12条 |
| 7 | 全サービス | サービスの提供の記録 | 提供したサービスの具体的な内容が記録されていなかった。 保護者からの確認を、その都度受けていなかった。 | サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的な内容や利用時間、記録者等をその都度記録し、保護者から確認を受けること。 | 通所基準条例第21条 通所基準省令第21条 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|-------------|--|---|--|
| 8 | 全サービス | 利用者負担額等の受領 | 領収証に具体的なサービス提供者や提供内容、提供年月等を記載しておらず、サービスの特定ができないものであった。 金額を記載した領収書しか発行していなかった。 | サービスの利用に係る領収証の交付に当たっては、金額のみではなくサービス提供者名（法人名・事業所名等）や提供内容、提供年月等を記載した領収証を交付すること。 | 通所基準条例第23条 通所基準省令第23条 入所基準条例第17条 入所基準省令第17条 |
| 9 | 全サービス | 給付費の額に係る通知等 | 法定代理受領により支払を受けたが、利用者へ通知していなかった。 | 法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。 | 通所基準条例第25条 通所基準省令第25条 入所基準条例第19条 入所基準省令第19条 |
| 10 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 情報の提供等 | 自己評価の結果等をインターネットその他の方法により公表していなかった（自己評価を実施していなかった、保護者からの評価を受けていなかった）。 | 事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たり、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する保護者による評価を受けて、その改善を図ること。また、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。 | 通所基準条例第26条、 第77条 通所基準省令第26条、 第71条 |
| 11 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | 児童発達支援管理責任者以外の者が個別支援計画を作成していた。 | 管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させること。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |
| 12 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | 個別支援計画を作成していなかった。 又は個別支援計画を作成しているが、具体的なサービス内容等が記載されていなかった。 | 児童発達支援管理責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成すること。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |
| 13 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | 個別支援計画を作成したが、利用者へ当該個別支援計画を交付していなかった。 | 個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を交付すること。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |
| 14 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | 担当者会議を行っていないかった。（又は行った記録が無かった。） | 個別支援計画の作成に当たっては、担当者会議を開催し、その記録を残すこと。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |
| 15 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | サービス内容が変更されているにもかかわらず、個別支援計画が変更されていなかった。 個別支援計画の見直しは、6か月を超えても行われていなかった。 | 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、少なくとも6か月に1回以上、当該個別支援計画の見直しを行うこと。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|-----------|--|--|--|
| 16 | 全サービス | 個別支援計画の作成 | 個別支援計画作成に関する手続そのものの認識が不十分なため、適切な手続きが行われていない。 | 個別支援計画のその作成手順を再度確認すること。 基本の手順は以下のとおり。 ①利用児の環境・状況の評価と課題の把握（アセスメント）を行い、支援内容を検討する。 ②アセスメントの際は、保護者・児童と面接する。 ③計画原案を作成する。 ④計画原案を元に担当者会議を開催し、意見を求める。 ⑤計画を、保護者・児童に説明し、文書による同意を得る。 ⑥計画を、保護者に交付する。 ⑦継続的な実施状況の把握（モニタリング）を行い、少なくとも6か月に1回以上、計画の見直しを行なう。 | 通所基準条例第27条 通所基準省令第27条 入所基準条例第21条 入所基準省令第21条 |
| 17 | 全サービス | 勤務体制の確保 | 日中一時支援等と兼務がある従業者や、法人役員である従業者について、当該事業所での勤務時間が記録されていなかった。 | 事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておくこと。 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。また、当該記録をその完了の日から5年間保存しなければならない。 | 通所基準条例第38条 通所基準省令第38条 通所基準条例第54条 通所基準省令第54条 |
| 18 | 全サービス | 勤務体制の確保 | 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていなかった。 | 事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。 | 通所基準条例第38条 通所基準省令第38条 入所基準条例第35条 入所基準省令第35条 |
| 19 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 定員の遵守 | 定員を超えている日があった。 | 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。 | 通所基準条例第39条 通所基準省令第39条 入所基準条例第36条 入所基準省令第36条 |
| 20 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 非常災害対策 | 事業所の条件を踏まえた具体的な計画が作成されていなかった。 利用者を含めた避難訓練を行っていなかった。 | 当該事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うこと。 | 通所基準条例第40条 通所基準省令第40条 入所基準条例第37条 入所基準省令第37条 |
| 21 | 全サービス | 会計の区分 | 訪問介護（介護保険）や移動支援、日中一時支援等、他のサービスと会計が区分されていなかった。 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援等の事業をその他の事業の会計と区分すること。 | 通所基準条例第53条 通所基準省令第53条 入所基準条例第50条 入所基準省令第50条 |

| | | | | | |
|----|--------------------------|----------------------------|--|---|---|
| 22 | 全サービス | 変更の届出 | 変更の届出を行っていなかった。 | 変更があったときは、10日以内に届け出ること。 ※漏れが多いもの ・平面図の変更 ・運営規程（営業日・時間等）の変更 | 児童福祉法 第21条の5の19、 第24条の13 児童福祉法施行規則 第18条の35 第25条の22 |
| 23 | 全サービス | 加算等の変更 | 加算の算定条件を満たさなくなっているにもかかわらず、届出を行っていなかった。 | 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合等には、速やかに届出を行うこと。 | 報酬告示留意事項通知 第一の5 |
| 24 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 児童指導員等配置加算 福祉専門職員配置加算 等 | 資格を有する職員が異動（退職）していたにもかかわらず、届出をしていなかった。 | 資格を有する職員を配置することにより算定できる加算について、資格を有する職員が異動した場合には、届出を行うこと。 | 報酬告示留意事項通知 第一の5 |
| 25 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 人員欠如減算 | 人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算で算定されていなかった。 | 基準条例の規定により配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者が、基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるにいたった月まで、障害児全員について減算される。 （1割以内の減少及び児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数以外の減少については、翌々月から人員欠如が解消されるにいたった月まで減算。ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。） | 報酬告示留意事項通知 第二の1(6) |
| 26 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 家庭連携加算 | 個別支援計画に記載していなかった。 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。 日時、内容等の相談援助の記録がなかった。 | 家庭連携加算については、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して相談援助等を行うこと。訪問日時及び相談支援内容を記録すること。 | 報酬告示別表 第一の2 第三の2 |
| 27 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 事業所内相談支援加算 | 個別支援計画に記載していなかった。 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。 日時、内容等の相談援助の記録がなかった。 | 事業所内相談支援加算については、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行うこと。訪問日時及び相談内容を記録すること。 | 報酬告示別表 第一の2の2 第三の2の2 |
| 28 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 欠席時対応加算 | 児童の状況や相談援助の内容が記録されていなかった。 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からなかった。 | 欠席時対応加算の算定に当たっては、連絡の日、児童の状況、相談援助の内容、対応職員等を記録すること。 | 報酬告示別表 第一の8 第三の6 |

| | | | | | |
|----|------------------|---------------|--|--|---|
| 29 | 放課後等デイサービス | 送迎加算 | 障害児支援利用計画・個別支援計画に記載されていないかった。 | 放課後等デイサービスにおいて送迎加算を算定し、学校と事業所間の送迎を行う場合には、障害児支援利用計画に記載し、計画に沿って実施すること。 (障害児支援利用計画が作成されていない場合には、学校・事業所・保護者の三者の間で調整したうえで個別支援計画に記載すること。) | 報酬告示別表 第三の9 平成24年Q & A問109 |
| 30 | 児童発達支援放課後等デイサービス | 関係機関連携加算 | 関係機関が主催するケース会議への出席のみを根拠に加算を算定していた。 | 関係機関連携加算（I）については、あらかじめ保護者の了解を得て当該障害児に係る個別支援計画に係る会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行うこと。会議の結果や日々の連絡調整を踏まえ、個別支援計画の作成又は見直しを行うこと。 | 報酬告示別表 第一の12の2 第三の10の2 |
| 31 | 全サービス | 福祉・介護職員処遇改善加算 | 処遇改善の対象とならない職員（日中一時支援等の他の事業の職員や管理者など）に、処遇改善加算から給与等を支払っていた。 | 福祉・介護職員処遇改善加算については、対象となる職種に含まれる職員について賃金改善を行うこと。 (対象職種) ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員 | 報酬告示別表 第一の13、第二の10 第三の11、第四の4、 第五の3 H30.3.30障障発0330第2号厚生労働省障害福祉課長通知 |
| 32 | 全サービス | 福祉・介護職員処遇改善加算 | 書面で作成された処遇改善計画書による職員への周知が行われた文書が無く、周知されているかどうかを確認できなかった。 | 福祉・介護職員処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。 | 報酬告示別表 第一の13、第二の10 第三の11、第四の4、 第五の3 H30.3.30障障発0330第2号厚生労働省障害福祉課長通知 |

平成30年度 集団指導資料 (障害児編)



《別添資料》



平成30年度集団指導資料(障害児編)《別添資料》

| | |
|--|----|
| 管理者等の要件について(概要) | 19 |
| 児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件(岡山県作成) | 22 |
| 加算等に係る添付書類確認表(平成30年4月版) | 23 |
| 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日)(障害児関係分抜粋) | 24 |
| 放課後等デイサービスガイドライン(概要)(厚生労働省資料) | 33 |
| 児童発達支援ガイドライン(概要)(厚生労働省資料) | 35 |
| 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における 自己評価結果等公表等及び市への届出について(通知文及び報告様式) | 36 |

※ 参 考 (放課後等デイサービスガイドライン関係)
(児童発達支援ガイドライン関係)

管理者等の要件について（概要）

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等に就するには、資格等の要件を満たすことが必要になります。

1 管理者

管理者に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
 - (3) その他規則で定める者
 - ① 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
 - A 病院又は診療所
 - B 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
 - C 特別支援学校又は特別支援学級
 - D 児童相談所，身体障害者更生相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，福祉事務所，保健所
 - E 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
 - F その他市長が特に認める事業又は施設
 - ② 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）及び岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

2 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者に必要な要件は、下記(1)(2)(3)の要件全てを満たすことです。

- (1) 別に定める実務経験を満たしていること
 - (2) 児童発達支援管理責任者研修を受講していること
 - (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していること
- ※(1)の実務経験者であるものについては、事業開始日から起算して1年間は資格要件を満たすものとすることができます。この場合には、事業開始から1年以内に(2)(3)の研修を受講してください。（平成30年3月31日までの経過措置です。）
- ※障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

3 児童指導員

児童指導員に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 児童福祉施設職員を養成学校を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）

4 機能訓練担当職員

機能訓練担当職員に必要な要件は、下記のいずれかの資格を有し、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う能力を有するものです。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 言語聴覚士
- (4) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

5 訪問支援員（保育所等訪問支援）

訪問支援員は、下記のいずれかの資格を有し、障害児支援に関する知識及び相当の経験及び集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有するものです。

- (1) 児童指導員
- (2) 保育士
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H30.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

| 業務範囲 | | 業務内容等 | |
|--|---|--|--|
| 相談支援 | A | 1 | 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 |
| | | 2 | 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 |
| 3 | | 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従業者 | |
| 4 | | 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 | |
| 5 | | 学校（大学を除く。）の従業者 | |
| 6 | | 病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）介護職員初任者研修に相当する研修修了者 （3）国家資格等（※2）を有する者 （4）上記1から5及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者 | |
| | B | 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者 | |
| 直接支援 | C | 1 | 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者 |
| | | 2 | 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者 |
| | | 3 | 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者 |
| | | 4 | 学校（大学を除く。）の従業者 |
| | D | 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者 | |
| 条件1 | | 条件2 | |
| 社会福祉主事任用資格者等（※1）である者 （①かつ②） | | ①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ※「通算して」なのでAのみ、Cのみの経験で可 | |
| 社会福祉主事任用資格者等でない者 （①かつ②） | | ①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ③「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して10年以上 ④「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 | |
| 国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者 | | 「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ※「通算して」なのでAのみ、Cのみの経験で可 | |

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

（実務経験の日数要件）

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。（平成18年6月23日付け厚生労働省事務連絡）

加算等に係る添付書類確認表（障害児通所支援用）

指定事業者・施設は、給付費等の請求に関する事項で事前の届出が必要なものに変更がある場合については、前月の15日までに受理された場合には翌月1日から、16日以後に受理された場合には翌々月の1日からの算定となります。

【提出する書類】

- 1 変更届出書（様式第3号）
- 2 障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- 3 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- 4 添付書類（次の表を参考にしてください）

| 加算等の種類 | 児童発達支援 | 医療型児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 保育所等訪問支援 | 居宅訪問型児童発達支援 | 体制届 | 添付書類 |
|------------------|----------------------|-----------|--------------|----------|-------------|-----|--|
| 栄養士配置加算 | センターのみ | × | × | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書 ・資格を証する書類 |
| 食事提供加算 | センターのみ | ○ | × | × | × | 不要 | - |
| 家庭連携加算 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 不要 | - |
| 訪問支援特別加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不要 | - |
| 利用者負担上限額管理加算 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 不要 | - |
| 福祉専門職員配置等加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・福祉専門職員配置等に係る届出書（専門職員の状況含む） ・資格を証する書類 ・Ⅰ、Ⅱ型とⅢ型で添付書類が違います。 （Ⅲ型で勤続年数要件の場合は、実務経験証明書） |
| 欠席時対応加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不要 | - |
| 特別支援加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表、（組織体制図） ・特別支援加算体制届出書 ・特別支援計画書の様式 ・資格を証する書類 |
| 強度行動障害児支援加算 | ○ | × | ○ | × | × | 要 | ・強度行動障害児特別支援加算届出書 ・資格を証する書類 |
| 送迎加算（重心児以外） | センター除く | × | ○ | × | × | 不要 | - |
| 送迎加算（重心児対象） | ○ | ○ | ○ | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・送迎加算に関する届出書 |
| 延長支援加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 要 | ・延長支援加算体制届出書 ・該当児の障害児支援利用計画の写し |
| 医療連携体制加算 | 主たる障害が「重心」以外 | × | 主たる障害が「重心」以外 | × | × | 不要 | - |
| 人工内耳装用児支援加算 | 主たる障害が「難聴」のみ、かつセンター | × | × | × | × | 不要 | - |
| 児童指導員等配置加算 | センター以外かつ主たる障害が「重心」以外 | × | 主たる障害が「重心」以外 | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書（資格要件の状況含む） ・資格を証する書類 |
| 児童指導員等加配加算 | ○ | × | ○ | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書（資格要件の状況含む）【センター以外】 ・児童指導員等加配加算に関する届出書【センターのみ】 ・資格を証する書類 |
| 看護職員加配加算 | ○ | × | ○ | × | × | 要 | ・看護職員加配加算に関する届出書（資格要件の状況含む） ・勤務形態一覧表（組織体制図） ・資格を証する書類 |
| 事業所内相談支援加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不要 | - |
| 関係機関連携加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不要 | - |
| 保育・教育等移行支援加算 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不要 | - |
| 保育職員加配加算 | × | ○ | × | × | × | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・資格を証する書類 |
| 訪問支援員特別加算 | × | × | × | ○ | ○ | 要 | ・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・訪問支援員特別加算体制届出書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類 |
| 通所施設移行支援加算 | × | × | × | × | ○ | 不要 | - |
| 初回加算 | × | × | × | ○ | × | 不要 | - |
| 特別地域加算 | × | × | × | ○ | ○ | 不要 | - |
| 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 | 別途定める書類 |
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 | 別途定める書類 |
| 指定管理者制度適用区分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 | * 事業者指導課までお問い合わせください。 |
| 地域生活支援拠点等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 | * 事業者指導課までお問い合わせください。 |

※加算に係る人員が、一体的運用を行う多機能型以外の事業所等と兼務している場合は、その点がわかる組織体制図と、加算に係る人員の他事業所における従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（関係する人員のみで可）を添付すること。

6. 障害児支援

(1) 障害児支援共通

(児童発達支援管理責任者①)

問 9 5

児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了するが、経過措置終了後において新要件を満たす児童発達支援管理責任者が配置できなかった場合、直ちに事業所の指定取消等を行う必要があるのか。

(答)

直ちに事業所の指定取消等を行う必要はない。ただし、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されるものであり、早急に適切な人員配置を行うよう指導を行うこと。

なお、これまでどおり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討すること。

(児童発達支援管理責任者②)

問 9 6

児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であって、実務経験の新要件を満たしていない者が、実務経験を積んで新要件を満たすこととなった場合、再度研修を受講する必要があるのか。

(答)

再度研修を受講する必要はなく、実務経験を満たすことにより、改めて児童発達支援管理責任者として配置することが可能となる。

(児童発達支援管理責任者③)

問 9 7

児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了する平成 30 年 4 月 1 日以降、実務経験の新要件を満たしていない者が計画を作成した場合は計画未作成減算の対象となるのか。また、平成 30 年 3 月 31 日以前に経過措置対象者が作成した計画についても 4 月 1 日以降は計画未作成として取り扱うのか。

(答)

実務経験の新要件を満たしていない者が平成30年4月1日以降に作成した計画については、計画未作成減算の対象となる。

また、平成30年3月31日以前に経過措置対象者が作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも6月に1回以上必要）は減算の対象にはならない。

（2）障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

（居宅訪問型児童発達支援①）

問98

インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。

（答）

感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い場合においては対象となり得るが、医師の意見等に基づき個別に判断されたい。

（居宅訪問型児童発達支援②）

問99

児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。

（答）

居宅訪問型児童発達支援については、居宅において支援を提供した場合に算定するものであるため、この場合は児童発達支援事業所のみ算定できる。なお、居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所施設移行支援加算の算定は可能である。

（居宅訪問型児童発達支援③）

問100

居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

（答）

保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の形態は可能である。

多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）

（看護職員加配加算①）

問101

医療的ケアに関する判定スコアについては、誰が判定するのか。

（答）

各事業所が判定するものであるが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、書類がない場合においては算定対象となる該当児には含まれない。

（看護職員加配加算②）

問102

看護職員加配加算については、医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児にのみ加算されるのか。

（答）

医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される。

（看護職員加配加算③）

問103

主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、児童発達支援の報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。

（答）

主に重心を支援する児童発達支援等と生活介護の多機能型において、一体的な運用がされており、利用定員も合算している場合においては、障害児と障害者の数を合算しても差し支えない。

（自己評価結果等未公表減算）

問104

自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。

（答）

自己評価結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成30年4月1日から施行される障害福祉サービス等情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

(共生型サービス)

問105

介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間帯を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

(答)

共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできない。

(共生型サービス体制強化加算)

問106

共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

(答)

共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援管理責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算される。なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第1の1の注11（第3の1の注11）のロ又はハを算定するものであり、イを算定するものではない。

(基準該当通所支援事業所の基本報酬)

問107

基準該当通所支援事業所の基本報酬区分が設けられたが、(I)と(II)の違いは何か。

(答)

(II)を算定する「みなし基準該当通所支援事業所」については、介護保険法令に基づく通所介護等の指定をもって、児童発達支援等の指定を受けたとみなすものあり、児童発達支援管理責任者の配置が求められていない。

(事業所内相談支援加算)

問108

事業所内相談支援加算について、障害児が支援を受けている時間帯であつても算定可能となつたが、障害児の同席は不要なのか。

(答)

障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために、障害児が支援を受けている時間帯であつても算定可能としたものである。

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 (平27.3.31) 問62

(欠席時対応加算)

問109

例えば、A事業所を欠席した障害児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できるのか。

(答)

欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であつて、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となつた場合は、A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

なお、B事業所については、基本報酬等について算定できる。

(特別支援加算)

問110

児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合、特別支援加算の算定はできるのか。

(答)

児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合については、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を当該加算において報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定はできない。

なお、同様の理由から、主として難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等に

については、人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合においては、特別支援加算の算定はできない。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平24.8.31)

問104

(強度行動障害児支援加算)

問111

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。

(答)

強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

(医療連携体制加算)

問112

これまで、事業所等に雇用された看護職員が当該事業所等の障害児に対し喀痰吸引等を行った場合、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定が可能であったが、看護職員加配加算により加配した看護職員が喀痰吸引等を行った場合においても、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定はできるのか。

(答)

看護職員加配加算を算定している場合、当該加算により看護職員の配置及び看護職員による医療的ケアの提供を報酬上評価していることから、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定はできない。

なお、看護職員加配加算を算定していない場合は、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定はできる。

(保育・教育等移行加算)

問113

保育・教育等移行加算について、1度退所した障害児がやむを得ない事情により同じ児童発達支援事業所等に通所し、再度移行支援を行って保育所等に通うこととなった場合にも、保育・教育等移行加算の算定は

できるのか。

(答)

保育・教育等移行加算については、同一の事業所において、同一の障害児に対して1度に限り算定できるものであり、何度も算定することはできない。

(機能訓練担当職員の配置)

問 1 1 4

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

(答)

重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がないことは想定されない。

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

(医療型児童発達支援)

問 1 1 5

医療型児童発達支援について、へき地であるため常勤の医師の確保が困難である場合に、非常勤医師の配置でも差し支えないか。

(答)

医療型児童発達支援の人員配置基準においては、「医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数」としており、診療所における医師の配置については非常勤でも可能である（管理者たる医師を除く）と承知している。

なお、診療報酬における障害児リハビリテーション料の施設基準については、これまで、専任の常勤医師が1名以上勤務していること等を要件としていたが、平成30年度診療報酬改定において、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とされたので、ご承知おきいただきたい。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分①)

問 1 1 6

放課後等デイサービスの基本報酬区分を判断するための指標にある状

態はどのように確認をすればよいのか。

(答)

放課後等デイサービスの指標について、その項目は障害支援区分から準用していることから、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」などを活用し、支給決定等の際の勘案事項の聴き取り時等において確認すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分②)

問 1 1 7

年度の途中で、指標該当の障害児の割合が変更した場合、割合が変わるたび体制届けを提出することになるのか。また、割合の変更に伴い、基本報酬の区分を変更することは可能か。

(答)

放課後等デイサービスの基本報酬区分については、前年度の実績に基づき判断することとしているため、増改築等の事由を除き、1年間(4月1日から3月31日まで)適用すること。

(放課後等デイサービスの基本報酬区分③)

問 1 1 8

受給者証の更新等に伴い、指標該当の有無に変更があった場合、その適用は遡る必要はあるのか。

例えば、6月1日に指標該当なしから該当ありになった場合、5月31日以前も該当ありとして取り扱うのか。

(答)

指標に該当しているかどうかは、当該障害児が利用した日時点で判断し、遡って適用することはしない。

事例については、5月31日以前は指標に該当する障害児にはあたらないとして算出することになる。

(4) 障害児入所支援

(みなし規定に係る報酬の取扱い)

問 1 1 9

障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成33年3月31日まで延長し、医療型は恒久化した。報酬の取扱いに変更はあるのか。

(答)

報酬の取扱いについては、平成 30 年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなる。

(地域移行加算)

問 120

地域移行加算については、福祉型障害児入所施設のみ、他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能となったが、その趣旨如何。

(答)

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成 33 年 3 月 31 日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、福祉型障害児入所施設にのみ他の社会福祉施設等に入所する場合も算定可能とした。ただし、留意事項通知に示したとおり、当該取扱いは平成 33 年 3 月 31 日までの措置である。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

| 保護者等向け 放課後等デイサービス評価表 | | 資料 3-2 | | |
|---|----|---------------|-----|------|
| チェック項目 | はい | どちらとも いえない | いいえ | 特記事項 |
| ① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか | | | | |
| ② 職員の配置数は適切であるか | | | | |
| ③ 事業所の設備等について、スロースタリの設置などバリアフリー化が適切になされているか | | | | |
| ④ 子どもと保護者のニーズや課題的に分析した上で、支援計画を作成しているか | | | | |
| ⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか | | | | |
| ⑥ 放課後児童クラブや児童館との連携がない子どもと活動する機会があるか | | | | |
| ⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか | | | | |
| ⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と連携して共有しているか | | | | |
| ⑨ 保護者に対して面談や育児相談等の支援を行っているか | | | | |
| ⑩ 父母の会の活動を支援した等を開催する等により保護者を支援しているか | | | | |
| ⑪ 子どもや保護者からの苦情の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情があっても適切に対応しているか | | | | |
| ⑫ 障害のある子どもや保護者の連絡や情報伝達のための配慮しているか | | | | |
| ⑬ 定期的に会報やホームページ概要や行事予定、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか | | | | |
| ⑭ 個人情報に十分注意しているか | | | | |
| ⑮ 緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか | | | | |
| ⑯ 非常災害の発生に備え、救急、その他必要な訓練を行っているか | | | | |
| ⑰ 事業所の支援に満足しているか | | | | |

| 事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表 | | 資料 3-3 | | |
|---|----|---------------|-----|----------------|
| チェック項目 | はい | どちらとも いえない | いいえ | 改善目標、工夫している点など |
| ① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか | | | | |
| ② 職員配置数は適切であるか | | | | |
| ③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか | | | | |
| ④ 業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加しているか | | | | |
| ⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか | | | | |
| ⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか | | | | |
| ⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか | | | | |
| ⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか | | | | |
| ⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか | | | | |
| ⑩ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか | | | | |
| ⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか | | | | |
| ⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか | | | | |
| ⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか | | | | |
| ⑭ 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか | | | | |
| ⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか | | | | |
| ⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか | | | | |
| ⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか | | | | |
| ⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を評価しているか | | | | |

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

岡事指第 2263号
平成31年 2月 8日

児童発達支援事業所
各位
放課後等デイサービス事業所

岡山市事業者指導課長
(公 印 省 略)

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における
自己評価結果等の公表等及び市への届出について (通知)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、放課後等デイサービス事業者は平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は平成30年4月1日から、自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、平成30年4月以前に当該通所支援の指定を受けている各事業所の実施状況を確認するため、現在公表しているもしくは実施予定の自己評価結果の内容及び公表方法につき、下記のとおり届け出てください。平成30年5月以降に新規指定を受けた事業所におかれましては、今回の報告は不要です。

なお、自己評価結果等の公表が未実施の場合、平成31年4月以降、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算(15%)となりますので、ご承知おきください。

記

1 実施及び公表の方法

- (1) 児童発達支援ガイドライン又は放課後等デイサービスガイドラインに記載されている自己評価の流れに沿って実施し、その結果をインターネットのホームページや会報等で公表すること。
- (2) 対象事業を含む多機能型事業所においては、サービス毎に自己評価を実施し、公表すること。

2 市への届出書類、期限及び方法

- (1) 届出書類 指定児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書(別添様式1)
※インターネット以外の方法により公表を行っている場合は、公表内容の写しを添付すること。
※サービスごとに作成すること。届出内容が各サービス同一の場合は、1枚にまとめたの提出も可とする。
- (2) 届出期限 平成31年3月11日(月)
- (3) 届出方法 郵送、FAX、電子メール又は持参で本市事業者指導課へ提出

(次ページあり)

3 新規指定事業所等の取扱いについて

平成30年5月1日以降に新規指定を受けた児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所においては、指定後1年以内に自己評価を実施し、改善結果を公表してください。また指定児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書（別添様式1）を本市事業者指導課まで提出してください。

新規指定後、1年を経過した時点で自己評価結果等の公表が未実施の場合は、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算（15%）となります。

4 その他

今後、今回の取り扱いと異なる方針が厚生労働省において示された場合は、別途連絡します。

提出及び問い合わせ先

700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

障害事業者係

担当 小見山

電話 086-212-1015

FAX 086-221-3010

E-mail syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

指定児童発達支援の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書
指定放課後等デイサービス

平成 年 月 日

岡山市長 様

届出者 法人所在地
法人名
代表者職・氏名

このことについて、この度、岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）第26条第4項に規定する指定児童発達支援・第77条において準用する第26条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善を行い、同条第5項に規定する公表を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|--------|---------|--|-----|----|--|
| 事業所の名称 | | | | | |
| 所在地 | 〒 | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | 担当者 | 職名 | |
| | メールアドレス | | | 氏名 | |

| 届出を行うサービスの種類 | 実施事業 | 指定年月日 | 届出の区分 | 届出に係る異動の年月日 | 変更項目 |
|--------------|------|--------|-----------|-------------|------|
| 児童発達支援 | | | 1 新規 2 変更 | | |
| 放課後等デイサービス | | | 1 新規 2 変更 | | |
| 特記事項 | 変更前 | | 変更後 | | |
| | | | | | |
| 関係書類 | | 別紙のとおり | | | |

| | |
|-----------|--------------------|
| 公表日 | 平成 年 月 日 |
| 公表方法 * | ホームページ（URL： _____） |
| | 会報等（写しを添付してください） |
| | その他（内容を添付してください） |

*インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること

| 実施内容 | 確認欄 |
|--|--------------------------|
| 1 保護者等に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめました。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 事業所の職員に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめました。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 1, 2 について職員全員で討議し、改善目標を立て、その結果を記録し共有しました。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 1 の結果について、保護者等にフィードバックしました。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 3 で得られた自己評価結果について上記の公表方法により公表しました。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 3 で得られた改善目標について、改善を行いました。（今後改善を行います。） （改善内容（記載任意）） . | <input type="checkbox"/> |

備考

- 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
- 2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
- 3 「変更項目」欄には、質の評価及び改善を行った年度を記載してください。
- 4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。
- 5 「確認」欄には、実施内容が完了した場合にチェックしてください。